

○能登町消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成21年2月5日

告示第66号

(目的)

第1条 この告示は、能登町消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 一定の目的のもとに継続的に事業を行う事業所又は団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が、消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 機能別消防分団 消防庁通知（平成17年1月26日付け、消防消第18号）に基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- (5) 消防団長等 消防団長のほか、町会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に能登町消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、能登町消防団協力事業所表示推薦書（様式第1号の1）により町長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合し、消防関係法令に違反していない事業所等について、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 当該事業所等に1年間以上勤務する従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等

- (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- (5) その他消防活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等
(審査)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合
(表示証及び認定書の交付)

第6条 町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)及び能登町消防団協力事業所認定書(以下「認定書」という。)(様式第2号の1)を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。
(表示証の表示)

第7条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう)により行う映像その他の広告

- 2 表示できる表示証の様式については様式第2号のほか、様式第2号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。
(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、町長は、能登町消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。
(表示証の有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年又は次条の規定による認定の取り消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の有効期間が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

(表示証の更新)

第10条 協力事業所は、表示証の有効期間が失効する1か月前から再申請（様式第1号）できるものとする。

2 町長は、再申請があったときは、認定基準の現状等を確認し審査した上で認定書を交付するものとする。

3 前項により認定を受けた協力事業所は、表示証の有効期間を2年延長する。

(認定の取り消し)

第11条 町長は、次の各号に該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき

(2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき

(4) 協力事業所から認定辞退の申出があったとき

(5) その他協力事業所として表示が適当でないと認めるとき

2 町長は、前項により認定を取り消したときは、相手に対し当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第12条 町長は、協力事業所の名称、能登町消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第13条 町長は、協力事業所を能登町消防表彰規定（平成17年能登町訓令第26号）第3条第3項に基づき表彰することができる。

(所掌)

第14条 この告示に関する事項は防災担当課において所掌する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成21年2月5日告示第66号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年8月20日告示第50号）

この告示は、平成24年8月20日から施行する。